

寄附金の税制上の優遇措置について

神戸市公立大学法人神戸市外国語大学に対する寄附につきましては、所得税法、法人税法等による税制上の優遇措置が受けられます。

1. 個人の場合

(A) 所得税

寄附金の合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の 40%を超える場合は、総所得金額等の 40%）が 2,000 円を超える場合、その超えた金額が当該年の所得から控除されます。

$$\text{所得控除額} = \text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}$$

(B) 個人市民税

神戸市では、所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金の中で、市長が指定した団体に対する寄附金を、個人市民税の寄附金控除の対象としています。

本学は、この指定を受けていますので、神戸市にお住まいの方で、寄附金の合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の 30%を超える場合は、総所得金額等の 30%）が 2,000 円を超える場合、その超えた金額に 8%を乗じた税額が控除されます。

$$\text{税額控除額} = (\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 8\%$$

(C) 個人県民税

兵庫県にお住まいの方で、寄附金の合計額が 2,000 円を超える場合、その超えた金額に 2%を乗じた税額が控除されます。

$$\text{税額控除額} = (\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 2\%$$

2. 法人の場合

(A) 法人税 《法人税法第 37 条第 3 項第 2 号》

全額損金算入が可能です。

寄附受納書の保管、確定申告での提出

入金の確認後、『寄附受納書』を郵送いたします。これは税制上の優遇措置を受けるにあたって必要になりますので、大切に保管してください。（確定申告が必要です）

※ご寄附いただきました、翌年の2月～3月に確定申告する必要があります。

詳しくは、住所地の税務署にご相談ください。

優遇措置を受ける手続きについて

確定申告期間に、神戸市公立大学法人が発行した「寄附金受納書」を添えて税務署に申告してください。

なお、「寄附金受納書」は、寄附金の入金が確認され次第、法人から送付されます。